

作業届・行事届についてのお知らせ
(郵送等及びFAX利用による届出について)

作業届及び行事届は、水面監理担当窓口での受付といたしておりますが、次による郵送等及びFAX利用によっても受付することといたしましたのでお知らせします。

- 京浜港長（東京海上保安部）への工事・作業許可申請、行事許可申請手続きに時間的余裕がある場合は、作業届・行事届を郵送等による送付（1部）でも受付いたします。その際には、届出の受付印を押印した届出書をFAXで返送いたしますので、必ずFAX返送先（FAX番号、FAX宛先等）及び担当者連絡先を明らかにしてください。

・郵送等宛先及び住所：〒108-0075 東京都港区港南 3-9-56

東京都東京港管理事務所港務課水面監理担当

- 東京海上保安部への工事・作業許可申請、行事許可申請手続きに時間的余裕がない場合は、届出書の下記抜粋のFAXによる受付を行い、届出の受付印を押印した届出書をFAX送信者に返送いたします。同FAXの受信後、別途、京浜港長申請書と同様の資料を添付した届出書原本一式（1部）を上記の「郵送等宛先及び住所」に送付してください。

・FAXによる作業届及び行事届等抜粋の送付先及びFAX件名等

宛 先：東京都東京港管理事務所港務課水面監理担当 FAX：03-5463-0240

FAX件名：「作業届」または「行事届」。ただし、ドローンの飛行をとまなう行事届については「ドローン行事届」としてください。

・作業届及び行事届のFAX送付内容（<ドローン>行事届を除く）

- ① 東京海上保安部申請書（第9号様式）に準じた作業または行事届書（宛先：東京都東京港管理事務所長）
- ② 請負契約書・注文書・指示書等の契約関係書類の写し
- ③ 水域占用許可書の写し（該当する場合）
- ④ 施工位置図
- ⑤ 工程表
- ⑥ 施工平面図（水域占用区域との関係がわかるアンカー等を含めた作業船等施工平面図及び工作物等設置位置図）
- ⑦ 緊急時の連絡体制（緊急時連絡先に「東京港管理事務所港務課 TEL03-5463-0217」記載）

・<ドローン>行事届のFAX送付内容

- ① 東京海上保安部申請書（第9号様式）に準じた行事届書（宛先：東京都東京港管理事務所長）
- ② 「無人航空機の飛行に係る許可・承認書」の写し
- ③ 「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書」（申請事項、申請した飛行させる者及び飛行させる無人航空機がわかる部分）の写し
- ④ 無人航空機の飛行計画と飛行経路に関する資料（㉞無人航空機の離発着場所 ㉟飛行経路、飛行経路等の飛行箇所図（基本的に緯度経度を表記） ㊱（羽田空港制限下）飛行高度及び操縦者のわかる資料）
- ⑤ 緊急時の連絡体制（緊急時連絡先に「東京港管理事務所港務課 TEL03-5463-0217」記載）

- その他

- ・作業届及び行事届の受付印を押印した届出書のFAX返信に先立ち、届出内容について問い合わせや訂正等をお願いすることがあります。また、FAX返信にお時間をいただくことがありますのでご注意ください。
- ・本件の問い合わせ先：東京都東京港管理事務所港務課水面監理担当 電話 03-5463-0217

以上